

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S18083, 15-018

③施設の情報

名称：ひばりが丘学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：藤井 浩二	定員（利用人数）：80名
所在地：福岡県朝倉市馬田 3246 番地	
TEL：0946-22-2907	ホームページ： https://www.hibarigaokagakuen.com

【施設の概要】

開設年月日	昭和 26 年 6 月 4 日	
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 朝倉社会事業協会	
職員数	常勤職員：28名	非常勤職員：6名
有資格職員数	社会福祉士 4名	心理士 1名
	保育士 11名	看護師 1名
	栄養士 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 24	保育室、心理療法室、厨房、食堂
	男子室 女子室 幼児室	娯楽室、医務室等

④理念・基本方針

(1) 理念

子どもが施設で暮らし、地域社会に見守られながら成長していく中で子どもの権利を擁護し、より家庭的な生活を営み、全てを受け入れながら子どもの自立支援・家庭復帰に向け、子どもの最善の利益のために、全体で育む。

(2) 基本方針

1. 私たちは、子どもの権利を擁護し、子どもの権利を侵害することなく、子どもを養育します。
2. 私たちは、子どもが安心して安全に生活が送れるよう、より家庭的な環境を提供し、個の成長に応じた支援に努めます。
3. 私たちは、子どもの意思を尊重し、自立できるように関係機関と連携を図りながら支援します。
4. 私たちは、社会資源・地域の一員として、情報交換や交流の場を設けることにより、子ども大人が共にいきいきと暮らせるように地域社会に貢献します。
5. 私たちは、子どもの変化や社会のニーズに応えるため、専門的技術の習得に努め、資質の向上を図ります。
6. 私たちは、子どもに関するすべての法令・規則を遵守し、守秘義務を守ります。
7. 私たちは、退園した子どもが困らないように、アフターケアの充実に努めます。

(令和2年4月改定)

⑤施設の特徴的な取組

- ①自然豊かで広いグラウンドを有し、伸びのびと楽しく生活している。
- ②園内に野菜畑、茶畑があり、収穫して食事で提供する等、食育を大切にしている。
- ③個の特性やニーズに合う学習支援（学習塾・特別支援学級）
- ④情緒の安定を図るため、心理職や看護師、その他の専門職を配置。
- ⑤ハード面では小規模グループケアを始め、子どものプライバシーを守るために、できるだけ一人部屋にし、家庭的な生活環境を整えている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年6月15日（契約日）～ 2021年5月1日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

地域との交流、地域貢献

（地域との関係が適切に確保されていることについて）

○地域に根差し、開かれた施設運営を心掛けています。祭り等の地域行事に子ども、職員共に積極的に参加して、地域の一員としての活動に貢献しています。

子ども本位の養育・支援（子どもを尊重する姿勢が明示されている）

（子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組について）

○子どもの権利擁護のための施設内研修を実施して職員の意識を高めています。チェックリストを用いて、子どもの基本的人権の配慮について把握・評価が行われています。定期的に児童会を実施して子どもが自由に意見を述べる機会を作っています。

子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

（生き立ちを振り返る取組について）

○子ども一人ひとりの生き立ちの記録があります。写真はきちんと整理し、データ保存しています。紛失・破損等の心配がなく、子どもがアルバムを所有するかは自由となっています。真実告知については、子どもの年齢や意向、状況などタイミングを把握して、児童相談所と連携して伝えており、適切なフォロー体制も考慮しています。

養育・支援の質の確保（養育・支援の基本）

（基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していることについて）

○子どもが安心・安全に生活できるよう、担当職員を中心に常時子どもの基本的欲求の把握に努め養育支援を行っています。日々のコミュニケーションを重視し、できるだけ子どもの気持ちに沿った支援を心がけています。生活のきまりを基本としていますが、一定の裁量を有して個々の子どもの状況に応じて、学校を休む子どもの登校を強制しないこと等もあり、生活に反映させています。職員と子どもが個別に触れ合う時間については、それぞれの職員が日々時間の使い方を工夫しながら確保するよう努力しています。

（子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障していることについて）

○躓きや失敗を乗り越える経験、努力していくことを繰り返しながら、子どもが自己肯定感を形成できるように、子どもがやるべきことや、できる事については、見守りや最低限の声かけを行うようにしています。集団生活の中で仲間を助け合う気持ちを育て、できるだけ子どもたち同士で問題解決ができるよう支援しています。忙しくても目が届くように職員の勤務形態は子どもの生活に合わせた支援体制となっています。

◇改善を求められる点

(中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について)

○中・長期計画を策定して、単年度の事業計画に落とし込んでいくという作業が必要です。また、事業計画は単なる行事計画ではなく中・長期の計画が反映したものになることが望めます。

(事業計画が適切に策定されていることについて)

○事業計画の策定にあたって、主任を中心に担当者で話し合い、職員会議で周知が図られています。事業計画を作成するための手順と時期を決める等、より職員の参画を促す取組が求められます。

(事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促していることについて)

○事業計画の主な内容は子どもや保護者に資料の配布、掲示、説明等の方法により周知することが必要です。児童養護の難しさはあると思いますが、福祉サービスの提供には説明と同意が求められています。施設独自の方法で、コンタクトがとれる人にはできるだけ説明をする機会を設ける等の努力を期待します。

(評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施していることについて)

○職員間で課題の共有化が図られていますが、課題を分析・検討して必要に応じて改善計画を作成して書面に残す等の取組が期待されます。

福祉人材の確保・育成（総合的な人事管理について）

○期待する職員像は明確になっていますが、人事基準を明確にする、職務に対する評価がなされるという総合的な人事管理の確立が求められます。

養育支援の質の確保（標準的な実施方法についての見直しをする仕組みについて）

○標準的な実施方法の見直しは、現場から得られた情報や子ども等からの意見や提案をもとに、さらに、自立支援計画の状況を踏まえ、少なくとも年1回以上は検証することが求められます。その際には、改訂記録、検討会議の記録等の整備も望めます。

(適切なアセスメントによる自立支援計画の策定について)

○アセスメントは年度末に作成する「観察評価表」にて行われていますが、適切なアセスメント内容を備えた様式の作成や、「ケース概要票」を活用するなどして、子どもの養育・支援の課題を抽出し、それに基づいた個別的な養育・支援実施計画を策定することが求められます。

(定期的な自立支援計画の評価・見直しについて)

○自立支援計画の評価見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行うことが望めます。また、観察評価表のみでは十分ではありません。子どもの状況変化に伴う随時の見直しについては、会議やケース記録だけでなく、自立支援計画への反映が求められます。自立支援計画の内容変更による具体的な養育・支援の実施については、子どもの意向の確認と同意への取組が求められます。

(子どもの権利擁護について)

○子どもの権利擁護とともに、思想・信教の自由について組織としての考え方も明記し、子どもの権利条約で保障した養育・支援のあり方を示した規定やマニュアルを充実させ、職員全員に周知することが期待されます。さらに、子ども自らが訴えることができるように、掲示物の工夫、届出・通告制度についての説明や配布資料等への取組が望めます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の受審は今回で3回目になります。全体的に自己評価が低いとのコメントも頂き、実際に評価を上げた項目もあるとのことでした。謙虚さも大切だが、施設で取り組んでいることはもっとアピールしても良いことを言われ、今後の励みになりました。

評価の内容は真摯に受け止め、改善すべき事項についてはしっかりと協議を重ねていきます。

子どもが安心・安全に生活できる場を提供し、子どもの最善の利益のために、全職員で子どもを支援していきたいと思えます。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○基本方針を図式化してパンフレットやホームページに明記しています。また、入所児童や職員間で機会があるごとに確認しています。 ○理念や基本方針は子どもや保護者にもわかりやすく説明した資料を作成して周知することが望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○社会情勢や施設の置かれている現状については、各種研修会に参加したりして情報の収集と共有に努めています。 ○情報の収集とそれを生かす意味でも分析をされることが期待されます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○会議等で課題は明確になっています。 ○経営課題は明確になっていますが、その解決に向けての具体的な取組が望まれます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント> ○理事会等の会議で小規模化やユニット化の構想が具体的に文書で示されています。 ○理事会にかけた内容を中長期計画に落とし込む等の作業を期待します。 ○将来の大きな方向性や目標をステークホルダーに示すためにも中・長期計画に具体的な数値目標を設定する等の取り組みが期待されます。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画を策定して、単年度の事業計画に落とし込んでいくという作業が必要です。また、事業計画は単なる行事計画ではなく中・長期の計画が反映したのようになることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p><コメント></p> <p>○事業計画の策定にあたって、主任を中心に担当者と話し合っています。職員会議で周知が図られています。</p> <p>○事業計画を作成するための手順と時期を決める等、より職員の参画を促す取組が求められません。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <p>○事業計画の主な内容は子どもや保護者に資料の配布、掲示、説明等の方法により周知することが必要です。そうした取組が望まれます。</p> <p>○児童養護の難しさはありますが、福祉サービスの提供には説明と同意が求められています。園独自の方法で、コンタクトがとれる人にはできるだけ説明をする機会を設ける等の努力を期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○職員によるチェックリストによるチェック、施設長による個人面接を行っています。</p> <p>○第三者評価を定期的に受審して、年1回の自己評価も行っています。</p> <p>○自己評価をしたものを分析検討する場を組織的に設けて、PDCAサイクルに基づいて質の向上が図られることを期待します。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント></p> <p>○職員間で課題の共有化が図られていますが、課題を分析・検討して必要に応じて改善計画を作成して書面に残す等の取組が期待されます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設長は職員会議や広報誌等で自らの役割と責任について表明されています。 ○有事（非常災害、不審者侵入）の際を想定した緊急時の役割分担や手順等の確認をしておくことが望まれます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は、各種会議に出席して遵守すべき法規・通知の理解に努め、職員会議等で職員の理解が得られるよう報告・説明を行っています。 ○社会福祉関連の法令に限らず、個人情報保護法や雇用・労働・防災、環境への配慮等の法令や通知のリスト化を図り、よく理解するとともに職員がいつでも閲覧できるような文書の整備が望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は研修等に積極的に参加して自己研鑽を積んでいます。 ○ 今後は養育・支援の質の現状について、定期的・継続的に評価・分析を行い、改善のための具体的な取組が図られるような仕組みが作られることを期待します。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○職員との個別面接を実施して意見を聴取して、働きやすい環境整備に取り組んでいます。 ○経営の改善や業務の実効性を高めるため、人事、労務、財務等を踏まえた分析が行われることを期待します。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めています。また保育や社会福祉援助技術の実習生を積極的に受け入れて優秀な人材の確保に努めています。 ○必要な福祉人材や人員体制に関する基本方針を確立して、人材の確保や育成が行われることが期待されます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<コメント> ○期待する職員像は明確になっていますが、人事基準を明確にする、職務に対する評価がなされるという総合的な人事管理の確立が求められます。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○定期的に職員面接が実施され、職場環境の改善に努めています。また職員の希望を踏まえたうえで、勤務時間の配慮もされています。 ○改善策が具体的な人員体制計画に反映されることが望まれます。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<コメント> ○期待する職員像が明確になっています。 ○職員の質の向上に向けて、職員一人一人に個別目標を設定して定期的に振り返りを行う等の目標管理制度の確立が望まれます。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○職員の教育・研修に関する基本方針があり、それに基づいて研修が組み立てられています。 ○施設が職員に求める専門技術や専門資格を明示しています。 ○研修計画は定期的に評価、見直しが行われることが望まれます。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<コメント> ○職員一人一人に教育・研修等の機会が確保されています。 ○園内研修は外部講師を招聘してテーマ別に研修を実施しています。また職員が外部研修に積極的に参加できる体制を作っています。 ○新任職員や個々の職員の経験年数や習熟度に配慮したOJTの実施が望まれます。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○実習生の受け入れが積極的になされています。 ○実習生受け入れマニュアルがあり、その意義についても職員間の共通の理解があります。 ○実習指導者に対する研修を実施する等、更なる質の向上に対する取組が期待されます。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○ホームページを活用して、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されています。 ○地域に向けて広報誌等を活用して施設の活動の紹介を行っています。 ○第三者評価の受審結果、苦情・相談体制に寄せられた内容等の公開が期待されます。		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○組織運営について、事務、経理、取引等について内部監査が実施されています。 ○ホームページを活用して予算決算や運営の状況等、外部への公表に取り組んでいます。 ○法人運営の透明性を図る意味から必要に応じて外部の専門家の助言を受ける等が望まれます。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○地域に根差し、開かれた施設運営を心掛けています。 ○祭り等の地域行事に子ども、職員共に積極的に参加して、地域の一員としての活動に貢献しています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○秋祭りや交歓大会等では積極的にボランティアを募り、子どもとの交流が図られています。 ○地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化する等、ボランティアの受け入れについて更なる積極的な取組が期待されます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○地域の「安心安全ネットワーク会議」に参加して、地域で一丸となつてこどもの健全育成に寄与する活動に貢献しています。また、学校や児童相談所等の関係機関との連携を密に図っています。 ○ふくおかライフレスキュー事業に参加しています。 ○一人一人の子どもに対応できる社会資源を明示したリストや資料の作成が望まれます。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ○地域行事に積極的に参加して、地域の一員としての活動に貢献しています。 ○「安心安全ネットワーク会議」や「朝倉市社会福祉法人連絡会」に積極的に参加して地域の福祉ニーズの把握に努めています。 ○地域の福祉課題の解決に専門的な立場からの助言、関わり等が期待されます。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○ふくおかライフレスキュー事業に参加しています。 ○地域行事に積極的に参加して地域の活性化に貢献するとともに施設の理解を促しています。 ○施設の専門性を生かして具体的な公益活動（例えば、子ども食堂のような地域の子どものや住民が集い交歓できる場の積極的な提供とその会の運営）等が期待されます。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ○子どもの権利擁護のための園内研修を実施して職員の意識を高めています。 ○チェックリストを用いて、子どもの基本的人権の配慮について把握・評価が行われています。 ○定期的に児童会を実施して子どもが自由に意見を述べる機会を作っています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<コメント> ○グループホームの建設、高校生の個室化等大舎制の中でも小規模化への取組が行われています。 ○個々のプライバシーに配慮した、環境整備や情報管理が行われています。 ○子どもや保護者にプライバシー保護に関する周知が行われることを期待します。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ○園のホームページや広報誌、パンフレット等で園の生活の様子等を公開しています。 ○入所に関する同意書をとる際に、保護者に園の基本方針等について具体的に説明し、希望があれば施設見学等にも対応しています。 ○子どもや保護者に対する説明については適宜見直しをして、できるだけわかりやすい方法を工夫して実施されることを期待します。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> ○保護者への説明は入所時及び来園時等、機会あるごとに行っています。 ○入所予定児童に対しては、入所前の施設見学や園職員との面接の場において説明を行っています。 ○養育・支援の開始・過程において、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面に残す等の取組を希望します。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○措置変更等の移行時には、地域との応援会議を実施する等、子ども、保護者、児童相談所等の関係機関とも可能な限り協議を行い、円滑に移行できるようにしています。 ○「そだちの樹」が作った、退所後の生活についてわかりやすく書いた文書を渡しています。 ○他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められることが望まれます。		

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月1回児童会を開催し、子どもが自由に意見を述べる機会を設けています。</p> <p>○年2回嗜好調査を実施しています。意見箱を設置して公の場で協議する体制を整えています。</p> <p>○子どもの満足度を把握する目的でアンケート調査を実施したり、定期的に面談の機会を設ける等の取組が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の仕組みが確立しています。また、それを掲示して周知しています。</p> <p>○意見箱を設置して苦情の受付をして、記録を残し結果を必ずフィードバックするようにしています。</p> <p>○第三者委員会を必ず年1回開催して、委員に報告をしています。</p> <p>○意見箱の内容を精査して、苦情受付と要望に分けて養育・支援の質の向上に生かすことを期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○意見箱を設置して、公の場で協議できる体制を整えています。子どもが安心して話ができるよう子どもが希望する場所で話を聞くようにしています。</p> <p>○子どもが自由に相談できる複数の方法をわかりやすく、文書で示す等により意見が述べやすい環境を整備されることを期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○意見箱の意見等は、毎月の運営推進会議で協議し、さらに職員会議で検討を行っています。結果は児童会で公開し、経過や結果について具体的に記録して、子どもに対しても同意を得られるように説明が行われています。</p> <p>○相談を受けた内容について、苦情(要望)と相談内容に応じた振り分けの判断等について、相談受付票やマニュアルの検討・見直しが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○これまでに蓄積した方法や事故マニュアル等で発生時の対応や職員間の共有が行われています。事故現場や危険箇所の写真撮影、経過・結果等の報告書を作成し、新任の研修や職員会議で活用して、職員全員で安全運転や事故再発防止の取組が行われています。</p> <p>○責任者を明確にしたリスクマネジメント規程、マニュアル等の整備が望まれます。さらにヒヤリハットの収集等を行い、養育支援の広範囲の危険に気づく取組が求められます。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの感染症予防や発生時の対応マニュアルがあり、感染症に限らず症状がある場合は、日中、夜間を問わず、かかりつけ医への受診が行われます。外部研修に参加した場合は会議等で報告を行っています。コロナ感染予防や感染した場合の対応・対策等の手順は図式化も行われています。</p> <p>○新型インフルエンザ等対応手順の充実を図ることや感染予防マニュアルの定期的な見直し、さらにマニュアルによる定期的な勉強会を実施して感染症予防や安全確保への周知が望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○定期的な火災訓練を実施し、終了後は、子どもと台風時の行動、地震災害時の行動や役割等の対策を考える災害教育の機会としています。非常災害時の備蓄があり、リスト化しています。</p> <p>○事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の初動時対応や出勤基準等を定め、子どもおよび職員の安否確認の方法について、全職員に周知することが望まれます。また現実的な災害時の対応体制の検討や実施訓練が期待されます。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援の実施方法は子どもの養育支援マニュアル（養育支援の基本）に基づいた、「子どもの日常生活に対する職員の配慮点」をもとに実施されています。養育支援の内容については会議等で職員への周知徹底を行っています。</p> <p>○職員が日常的に活用できる養育・支援、相談・援助技術、業務手順等の標準的な実施方法の文書化が望まれます。また個別的な自立支援計画との関係性では標準的な実施方法にそった養育・支援がなされているか、確認する取組等が求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法の見直しをする仕組みを確立することが求められます。現場から得た情報や子ども等からの意見や提案をもとに、また自立支援計画の状況を踏まえ、少なくとも年1回以上は検証することや、改訂記録、検討会議の記録等の整備も望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	c
<p><コメント></p> <p>○アセスメントについては年度末に作成する「観察評価表」を用いて行い、次年度の自立支援計画策定を行っています。自立支援計画は、本人・保護者や学校、児童相談所等の意見を総合的に判断して策定しています。</p> <p>○観察評価表によるアセスメントは十分ではありません。「ケース概要票」の活用を含め、アセスメント様式や手順について施設として定めて、適切なアセスメントにより課題を抽出すること等が求められます。また、「自立支援計画票」には、課題解決の具体的な養育・支援の方法等の記載をすること、子どもへの説明を行い、合意や納得を得ることが望まれます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画の見直しは、「観察評価表」で年度末に行われています。子どもの状況の変化等に対しては随時見直しが行われるようになっていきます。</p> <p>○自立支援計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行うことが望まれます。観察評価表による支援内容の評価・見直しは十分ではありません。また、子どもの状況変化に伴う随時の評価・見直しについては、会議やケース記録だけでなく、自立支援計画への反映が求められます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○子ども一人ひとりの実施記録は子どもの状態や具体的な支援の内容については、パソコン入力や日誌等に記録し、全職員間で共有することが行われています。引継ぎ、交代時は口頭で伝えることや、記録を読むことが行われています。</p> <p>○ネットワークで情報を共有する場合については、個人情報保護の観点から記録やアクセス等については共有化のルールの設定が望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○個人の関係記録、永久保存記録は鍵付きの各保管庫に分けて管理を行い、個人情報には園外には一切持ち出さないよう管理し、職員への守秘義務を厳守させています。</p> <p>○記録管理責任者の明文化、および記録種類の廃棄時期、さらに情報開示請求に対応した規程やルール等の明確化が求められます。個人情報保護規定の見直しを行い、改正個人情報保護法(H29)およびガイダンスに準拠した取組を行うことや、職員への教育や研修による周知の取組が望まれます。</p>		

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A① 46	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>○外部講師による、子どもへの暴力防止プログラムを積極的に取り入れ、職員および子どもが権利擁護について共通理解を持つための取組が行われています。またチェックリストによる権利侵害の防止や職員会議等で考える機会を持つように努めています。</p> <p>○子どもの権利擁護とともに、思想・信教の自由について組織としての考え方も明記し、子どもの権利条約で保障した養育・支援のあり方を示した規定やマニュアルにより、職員全員に周知することが期待されます。さらに、子ども自らが訴えることができるように、掲示物の工夫、届出・通告制度についての説明や配布資料等への取組が望まれます。</p>		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A② 47	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○外部講師による子どもワークショップ等を行い、職員間で子どもの権利を考える学習の機会の一つとしています。また、主に担当者が権利ノートや絵本等を使って日常的な触れ合いの中で、年齢に応じた説明を行うように取り組んでいます。</p> <p>○生活の中で守られている具体的な権利や権利と義務・責任の関係等を示して、子どもの理解に応じた説明をさらに充実させていくことが期待されます。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③ 48	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども一人ひとりの生き立ちの記録があります。写真はきちんと整理して、データー保存もしています。紛失・破損等の心配がなく、子どもがアルバムを所有するかは自由となっています。真実告知については、子どもの年齢や意向、状況などタイミングを把握して児童相談所と連携して伝えており、適切なフォロー体制も考慮しています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④ 49	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員は虐待防止のため、援助技術習得の研修を受けています。施設長は会議や朝礼等で体罰や虐待の禁止について周知徹底に取り組んでいます。また、虐待や不適切対応があった場合には、速やかに児童相談所へ報告する等、迅速な対応が行われます。</p> <p>○子どもが自ら訴えることができるように、虐待の届出・通告制度について掲示物の掲示、資料を配布して説明を行う取組が求められます。不適切なかかわり防止・早期発見に向けた対策の一つとして、ヒヤリハットによる職員の意識づけや気づき等の取組が期待されます。</p> <p>○就業規則には不適切なかかわりがあった場合の厳罰化を明確にし、またハラスメント等に関する就業規則の見直し等が望まれます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤ 50	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月、児童会を開催し子どもと職員が、生活の課題を検討する機会を設けています。金銭管理や生活のルール等、子どもの要望に応えることができない場合は、納得のいくように十分な説明を行っています。余暇の過ごし方は日課の中で自由に行われています。外出時の帰園時間については、夕食時間が目安となっています。</p> <p>○自立生活を目標とした金銭管理プログラムを策定するなど、円滑な自立に向けて工夫や支援等が望まれます。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥ 51	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所前の施設職員との面談や見学等対応を行い、入所の不安が緩和するように話しかけを多く行っています。入所後落ち着いてから、子どもが知り合いに状況を知らせる場合もあります。家庭復帰にあたっては、試験外泊等を通じて家庭生活に馴染むような支援を行っています。</p> <p>○入所初日から生活に慣れるまで、子ども目線で歓迎されていると感じられる積極的な取組が期待されます。退所後の施設・友人等との人間関係の継続性への検討も望まれます。</p>		
A⑦ 52	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	c
<p><コメント></p> <p>○退所後の相談窓口は未設置ですが、元担当職員を中心に継続的に退所後のフォローを行っています。また、毎年 0B に行事案内を送ることを行っています。退所予定児童については、退所前から居場所のない若者の相談場所として活動している NPO 法人との繋がりを持つように支援が行われています。</p> <p>○リービングケア、およびアフターケアの積極的な支援が求められます。子どもには退所後も相談に応じることの説明を行うことや、退所後の社会生活を想定し、自立の目標に向けての具体的な支援を計画に位置づけて実施することが期待されます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧ 53	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもがいろいろな感情を表出して行動上の問題が生じた場合でも、子どもが落ち着くのを待ち、落ち着いてから子どもと一緒に子どもの気持ちや行動の振り返りが行われています。また、子どもとの交換ノートを活用して子どもの気持ちを把握することに取り組んでいます。一人の職員が数名の子どもの感情をコントロールするのは難しいが、子どもの話を傾聴し、気持ちに共感しながら共通理解に努めています。</p> <p>○子どもの行動上の問題や心理的課題については自立支援計画への課題と支援の具体的な方法等への取組が望まれます。</p>		
A⑨ 54	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築するを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもが安心・安全に生活できるように、担当職員を中心に常時子どもの基本的欲求の把握に努め養育支援を行っています。生活のきまりを基本としていますが、一定の裁量を有して個々の子どもの状況に応じて、学校を休む子どもの登校を強制しないこと等もあり、生活に反映させています。職員と子どもが個別に触れ合う時間については、担当の職員が日々時間の使い方を工夫しながら確保するよう努めています。夜間は各部所 1 名ずつ宿直者を配置し、幼児室は職員が同じ部屋で添い寝して目覚めた子どもが安心できるように配慮しています。</p>		

A⑩ 55	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○躓きや失敗を乗り越える経験、努力していくことを繰り返しながら、子どもが自己肯定感を形成できるように、子どもがやるべきことや、できる事については、見守りや最低限の声かけを行うようにしています。集団生活の中で仲間を助け合う気持ちを育て、できるだけ子どもたち同士で問題解決ができるよう支援しています。忙し時間帯でも目が届くように職員の勤務形態は子どもの生活に合わせた支援体制となっています。</p>		
A⑪ 56	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設では施設内保育が行われ、幼稚園にも4名通っています。普段は学校の友達も運動場で野球等しています。こども自転車や中庭の砂場や遊具、鉄棒等が設置されて遊びの環境が整っています。施設ではそろばんやタブレットの学習が行われています。遊びは日課やマニュアルに沿って実施されます。</p> <p>○学びや遊びは、子どもの発達に欠かせない生活の条件であり、年齢や発達状況を把握して、課題に応じたプログラムの下で実施されることが期待されます。</p>		
A⑫ 57	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○登下校や地域の活動の際には挨拶することや、掃除、洗濯、スーパーでの買い物等を生活技術習得の機会と捉えて支援を行っています。また、高校生にはアルバイトやボランティア活動を推奨し、体験を通して社会性の習得を促しています。施設のルールに沿ってアルバイトの子どもは携帯電話を所持しています。</p> <p>○身近な医療機関受診の知識、ネットやSNS等を利用する場合のリスクなど意図的な自立生活に必要な生活技術を学習する取組が望まれます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬ 58	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>○栄養士の栄養管理の下、嗜好調査の実施（年2回）や献立の改善等を行い、子どもの発達や健康に留意した食事を提供しています。部所ごとに少人数での食事を行うことで、子どもと職員とが和やかな雰囲気の中でおいしく食事ができるよう配慮しています。部活動や課外授業等で下校の時間が不規則な子どもに対しては、職員が適温提供を行います。アフターケアや食育の面からも食事の様子を観察し、子どもの食事マナーが身につくように声かけを行うことや、いろいろな野菜の栽培、植え付けを一緒に行い、収穫して食する取組が行われています。</p> <p>○食育やリビングケアとして食材購入に関する知識や調理指導の充実等が期待されます。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭ 59	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども一人ひとりの衣類収納を行い、季節ごとの入れ替え等子どもの管理が難しい場合は職員が手伝います。中高生は制服のアイロンかけをするなど、洗濯から収納まで子どもの意志や能力に合わせた対応を行っています。衣類の購入について、年齢や個性に応じた衣類を一緒に選ぶことや、予算内で子ども自身が購入するなど、衣類に関してはできるだけ子どもの趣向に合わせてながら、清潔でかつ気候に応じた衣服の調節ができるように支援を行っています。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑮ 60	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント></p> <p>○環境の整備は、平日は職員中心で行い、居室掃除と、土日や大掃除は子どもも一緒に行います。中学生以上は個室です。窓に好みのポスターを貼っている子どももいます。共用スペースのテレビは年齢差による視聴の好みに配慮して其々に設置されています。</p> <p>○居室の窓は廊下に面しており、居室での様子が見えます。プライバシーに配慮した何らかの工夫や提案が期待されます。居室が共有の場合には、お互いがより集中して学習することや、安心する居場所づくりができるような配慮が望まれます。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯ 61	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○毎朝検温チェック表を使用して子どもの健康状態の確認を行い、子どもの心身の不調は職員間で連携し観察して、必要であれば医療機関受診し、引継ぎを行っています。嘱託医による年2回の健康診断を実施し、学校健診等で指摘を受けた場合には、速やかに専門医の受診を行っています。時期や年齢に合わせた予防接種を実施しています。</p> <p>○職員間で医療や健康に関しての知識を深め、最新の情報を共有するための定期的学習会等の取組が望まれます。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰ 62	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○絵本や権利ノート等を用いて、少人数で話をする機会を設け、疑問や不安に対して、日常生活のなかで子どもの年齢相応の視点で答えるようにしています。また職員対象に外部講師を招いての研修会が行われています。</p> <p>○性教育は年齢と発達の状況に応じたカリキュラムを作成して性の知識や理解が持てるように実施することが望まれます。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱ 63	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの暴力・不適応等に対してはケース検討やミーティング等で対応方法の検討が行われ、また職員の技量や経験、研修で学んだ対応を実践で活かす努力を行っています。</p> <p>○暴力や不適応行動が発生した場合、他の子どもの安全を図り、直接対応する職員への支援とその後の人間関係の修復等、組織の支援体制の取組が期待されます。自立支援計画には不適応行動の要因や課題を分析し、内容や対応等について記載し職員間で共有することが望まれます。</p>		
A⑲ 64	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子ども間での暴力やいじめ等が発生した際には、速やかに職員が介入して解決にあたり、児童相談所とも連携を図り、必要に応じて一時保護等で対応を行っています。</p> <p>○子ども同士の関係性を把握し、子どもの人権に対する意識を含め、いじめ等の原因分析や発生の予防策等の取組や、子どもが暴れ出した際、対応する職員の応援の求め方、および誰がどのように対応するのか、その役割等の協力体制の構築が望まれます。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳ 65	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○心理支援担当者は、児童相談所や医療機関、職員からの情報をもとに心理支援が必要な子どもの心理支援プログラムを作成し、支援会議等で子どもの情報を共有して対応を行っています。実際の養育場面の観察等も行い、子どもと定期的な面談を行っています。また子どもの発達的問題に関して職員からの相談を受けて、専門的な助言等も行っています。保護者とは医療機関受診の機会に相談や情報の共有を図っています。月1回程度、児童相談所、関係機関との勉強会に参加しており、必要時に外部の心理専門家に相談する機会があります。</p> <p>○心理支援プログラムについては、自立支援計画への位置づけが期待されます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑ 66	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○学習塾での学習や通塾等を促しています。中学教諭による学習会（週1回）が行われています。高校進学の際には、関係者と本人の意向を踏まえた上で、希望する学校に進学するよう支援しています。低学力の子どもには、達成感のある宿題を依頼しています。障がいのある子どもの特別支援教育や職業訓練を行う就学先への支援等が行われています。</p> <p>○低学力の子どもと一緒に学習の目標を立てて支援するなど、低学力の原因等を把握して学習意欲を引き出す工夫等が期待されます。</p>		
A㉒ 67	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○高校進学時に将来を見据えての学校選択ができるよう、中学校とも連携を図り、子どもの自己決定を尊重しながら対応を行っています。大学進学希望者がいないため、大学等への支援は行われていませんが、今後希望する子どもがいた場合には積極的に支援する意向があります。</p> <p>○高校卒業後の生活が安定するまでのフォローアップ対応や、退職・再就職等に対して自立した生活を援護する体制が望まれます。大学や専門学校への進学等について、いつでも相談できるように各種資料の整備が期待されます。</p>		
A㉓ 68	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○高校生のアルバイトについては、人間関係や責任感、社会のしくみを実感できる機会として学校の規則を遵守させた上で積極的に推奨しており、収入は将来のために蓄えています。</p> <p>○アルバイト先を訪問するなど、仕事の継続に向けて評価を事業主と共有する支援が望まれます。また、評価内容をもとに面談を行うなど、社会経験の拡大に向けた計画的な準備と支援が積極的に行われることが期待されます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔ 69	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門相談員を中心にケースごとに「保護者等対応レベル」（半期ごとに見直し）を設定しています。実際の連携については保護者との関係性を考慮して、主に担当職員中心で行われています。</p> <p>○家庭支援専門相談員の役割を明確にしたうえで子ども・保護者に説明を行い、日常的な相談支援体制で信頼関係の構築に取り組み、施設のファミリーソーシャルワーク機能を確立させていくことが期待されます。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A④ 70	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○児童相談所による『親子のきずな再生事業』の該当ケースがあり、児童相談所と連携を図りながら、定期的な面接等を通して子ども・保護者との関係調整を図っています。</p> <p>○施設のファミリーワークとして、親子関係の再構築の課題を絞り込み、児童相談所との合意形成や連携等、家庭支援を積極的に行うことが期待されます。家庭支援専門相談員を中心とした親子関係の再構築に向けた支援計画を明確にして、児童相談所や保護者および施設全体で共有化する取組が求められます。また宿泊施設の積極的な活用が期待されます。</p>		